

(証券コード 3668)  
平成27年12月2日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
株式会社コロプラ  
代表取締役社長 馬場功淳

## 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成27年12月17日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年12月18日（金曜日）午前10時00分  
（なお、受付開始時間は、午前9時とさせていただきます。）
2. 場 所 東京都渋谷区東一丁目2番20号  
住友不動産渋谷ファーストタワー  
ベルサール渋谷ファースト2階
3. 目的事項  
報告事項 第7期(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)事業報告及び計算書類報告の件

### 決議事項

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                     |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                     |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件  |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件            |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件          |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当社定款第16条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として当該代理人により株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
  - ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://colopl.co.jp>）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知

添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本添付書類記載のもののほか、次の事項も含まれております。

①計算書類の株主資本等変動計算書

②計算書類の個別注記表

◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://colopl.co.jp>) に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成26年10月1日から  
平成27年9月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府及び日銀による財政・金融政策を背景として企業収益の改善がみられる等、景気は緩やかな回復基調となりました。

当社の業界におきましては、株式会社MM総研の調査によると、平成27年3月末のスマートフォン契約数は6,850万件で、携帯電話端末契約数全体の54.1%まで達しており、今後もスマートフォン契約数は拡大するものと予測されます。当社におきましては、既存ゲームについてはユーザとのエンゲージメントを高めることを意識し、新規ゲームについては、その投入と立ち上げに注力してまいりました。

売上の多くを占めるオンライン型ゲームアプリでは、第2四半期会計期間に「東京カジノプロジェクト」の配信を開始し、第3四半期会計期間には「ランブル・シティ」「バトルガール ハイスクール」の配信を開始いたしました。また、前事業年度に配信を開始いたしました「ほしの島のにゃんこ」「白猫プロジェクト」といった既存ゲームが売上に寄与いたしました。また、海外展開も積極的に推し進めており、第1四半期会計期間には韓国に向けて「白猫プロジェクト」の配信を開始し、第2四半期会計期間には台湾・香港・マカオに向けて「クイズRPG 魔法使いと黒猫のウィズ」と「白猫プロジェクト」、さらには韓国に向けて「アクション三国志 for Kakao」の配信を開始いたしました。第3四半期会計期間には中国に向けて「白猫プロジェクト」、韓国に向けて「スリングショット ブレイブズ」の配信を開始いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は72,395,855千円（前事業年度比35.1%増）、営業利益は32,317,690千円（同36.9%増）、経常利益は32,363,066千円（同37.4%増）、当期純利益は19,436,469千円（同49.2%増）となりました。

なお、当社はモバイルサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

## 事業の部門別売上高

事業別	売上高（千円）
モバイルサービス事業	72,395,855
合計	72,395,855

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 当社の事業セグメントは、モバイルサービス事業の単一セグメントであります。

### (2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

#### ①コーポレートブランド価値の向上

当社グループのビジョン実現のためには、ユーザから支持されるサービスを提供し続けることに加え、沢山の方に愛着を持っていただける会社になることが不可欠であると考えております。当社グループはステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動により、当社グループのコーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

#### ②ユーザ数の拡大とユーザエンゲージメントの強化

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザを継続的に獲得し、ユーザ数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、また多種多様なサービスを開発し、より多くのユーザに利用してもらえるような施策を積極的に実施することでユーザ数の拡大に努めてまいります。

また、既存ユーザについてもそのニーズを汲み取り質の高いゲームを提供し続けるとともに、様々な媒体を活用しユーザと対話することによりエンゲージメントを強化し、より長期的に当社グループのサービスを楽しんでいただけるよう努めてまいります。

### ③ポートフォリオの拡大

当社グループは経営戦略として、ユーザの異なる事業を組み合わせたポートフォリオ戦略を実行し常に新しい領域に投資を行うことを掲げています。

どの時代においても、沢山のユーザに受け入れられる、新しいエンターテインメントをつくり続けるというビジョンの実現のため、1本のヒットタイトルのみを提供するのではなく、ユーザの属性等に合わせて、コンテンツ、エリア、デバイスのそれぞれにおいて、適切なリソース配分と分散投資を行い、ポートフォリオの拡大に努めてまいります。

### ④サービスの安全性及び健全性の確保

当社グループが提供する一部のサービスは、ユーザ同士がコミュニケーションをとることが可能であるため、ユーザが安心して当社グループのサービスを利用できるように、サービスの安全性及び健全性を確保する必要があります。当社グループはガイドラインを設け、サービスの安全性及び健全性の確保に努めてまいります。

### ⑤システムの安定的な稼働

当社グループのアプリ及びプラットフォームはウェブ上で運営されており、快適な状態でユーザにサービスを提供するためにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。

そのため、システムを安定的に稼働させるための人員確保及びサーバ機器拡充に努めてまいります。

### ⑥海外向けサービスについて

当社グループはスマートフォンの特徴を生かして、今後も当社グループのサービスを海外で積極的に展開していくことを企図しております。

さらなる海外事業の拡大と収益力強化に向け、地域ごとのユーザの嗜好の把握や、地域ごとのユーザ特性を勘案した独自のサービス開発・提供を推進してまいります。

### ⑦新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年では、スマートフォンやタブレット型PCの普及率が世界的にも我が国においても上昇し、関連するマーケットも拡大しております。このような事業環境の下で当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識し、継続的に対応を行ってまいります。

#### ⑧内部管理体制の強化

当社グループにおきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後事業拡大に応じたグループ全体の内部管理体制の強化を図ってまいります。

#### ⑨組織の機動性の確保

当社グループの属するエンターテインメント業界は、他の業界に比べて環境変化のスピードが早く、その変化への迅速な対応が不可欠であります。組織の規模拡大による機動性の低下等の弊害を排除するため、適切な人員配置、事業展開に応じた組織体制の整備により、意思決定の機動性確保を図ってまいります。

#### ⑩優秀な人材の確保及び育成

当社グループは今後より一層の事業拡大のため、人材の確保及び育成を重要な課題と認識しております。当社グループのビジョンと共鳴する優秀な人材を確保し、持続的な成長を支える人材を育成すべく採用活動及び研修活動を強化してまいります。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第4期	平成25年度 第5期	平成26年度 第6期	平成27年度 第7期 (当期)
売上高 (千円)	5,071,672	16,767,114	53,575,065	72,395,855
経常利益 (千円)	1,499,830	5,787,285	23,556,399	32,363,066
当期純利益 (千円)	778,358	3,156,683	13,024,690	19,436,469
1株当たり当期純利益 (円)	110.65	27.20	107.65	157.70
総資産 (千円)	4,567,305	13,762,876	48,012,575	59,260,329
純資産 (千円)	2,567,063	7,876,544	30,284,524	43,594,333
1株当たり純資産額 (円)	360.94	66.54	245.07	354.50

- (注) 1. 当社は、平成24年9月13日付にて1株を100株にする株式分割を行っております。このため、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 当社は、平成25年6月1日付にて1株を5株にする株式分割を、平成25年10月1日付にて1株を3株にする株式分割を行っております。このため、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、第5期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

子会社の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(7) 主要な事業内容（平成27年9月30日現在）

事業区分	事業内容
モバイルサービス事業	携帯端末アプリ等の開発及び運営、リアル連携型による販売促進事業等

(8) 主要な事業所（平成27年9月30日現在）

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

(9) 従業員の状況（平成27年9月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
620(36)名	170名増	30.4歳	1.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比べて170名増加しております。これは主として事業拡大のため人員採用を積極的に行ったためであります。

(10) 主要な借入先（平成27年9月30日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 450,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 124,886,000株(自己株式1,912,890株を含む。)
- (3) 株主数 43,298名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
馬場 功淳	69,775,200 <sup>株</sup>	56.74 <sup>%</sup>
KDDI株式会社	2,550,000	2.07
千葉 功太郎	1,932,500	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,824,400	1.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,721,400	1.40
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1,492,235	1.21
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	966,456	0.79
HSBC BANK PLC A/C IB MAIN ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	809,291	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	554,600	0.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	553,100	0.45

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,912,890株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
(平成27年9月30日現在)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	
発行決議日	平成22年4月19日	平成22年8月18日	
区分	取締役(注)1	取締役(注)1	社外取締役
保有者数	2名	2名	1名
新株予約権の数	270個	144個	39個
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	405,000株	216,000株	58,500株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	
権利行使時1株当たりの行使価額(注)4	52円	52円	
権利行使期間	平成24年4月21日から 平成32年4月20日まで	平成24年8月26日から 平成32年8月25日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2	

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	平成22年12月27日	平成22年12月27日
区分	取締役(注)1	監査役
保有者数	2名	1名
新株予約権の数	64個	23個
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	96,000株	34,500株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額(注)4	94円	94円
権利行使期間	平成24年12月28日から 平成32年12月27日まで	平成24年12月28日から 平成32年12月27日まで
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)3

	第 5 回新株予約権		第 6 回新株予約権	
発行決議日	平成24年 5 月 16 日		平成25年12月20日	
区分	取締役 (注) 1	社外取締役	取締役 (注) 1	社外取締役
保有者数	5 名	1 名	6 名	1 名
新株予約権の数	1,426個	60個	2,918個	146個
新株予約権の目的となる株式の数(注) 4	2,139,000株	90,000株	291,800株	14,600株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式	
新株予約権 1 個当たりの発行価額	無 償		100円	
権利行使時 1 株当たりの行使価額(注) 4	94円		2,910円	
権利行使期間	平成26年 5 月 17 日から 平成34年 5 月 16 日まで		平成28年 1 月 1 日から 平成34年 1 月 22 日まで	
新株予約権の行使の条件	(注) 2		(注) 5	

(注) 1. 社外役員分は含まれておりません。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または使用人であることを要する。
- ② 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- ③ 新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。
- ⑤ 新株予約権 1 個の分割行使は認められない。
- ⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の監査役または取締役であることを要する。
- ② 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- ③ 新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。
- ⑤ 新株予約権 1 個の分割行使は認められない。
- ⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 当社は、平成24年9月13日付で普通株式 1 株を100株にする株式分割を、平成25年6月1日付で普通株式 1 株を5株にする株式分割を、平成25年10月1日付で普通株式 1 株を3株にする株式分割を行っております。このため、当事業年度末日現在における第1回から第5回の新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的となる株式数は1,500株となります。なお、上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時 1 株当たりの行使価額」は、調整後の内容となっております。

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成27年9月期乃至平成31年9月期のいずれかの決算期の有価証券報告書において計算されるEBITDA（以下、損益計算書に記載された税引前当期純利益に、キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額及び支払利息及び社債利息を加算した額。なお、連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書に記載された税金等調整前当期純利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額及び支払利息及び社債利息を加算した額をいう。）の金額が一度でも500億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を権利行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。ただし、平成27年9月期乃至平成31年9月期のいずれかの期のEBITDAが100億円を下回った場合、一切の新株予約権を行使することはできない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	馬 場 功 淳	人財部長
取締役副社長	千 葉 功太郎	次世代部長
取 締 役	土 屋 雅 彦	内部監査室長
取 締 役	長谷部 潤	コーポレート統括本部長
取 締 役	吉 岡 祥 平	業務推進部、海外事業管掌
取 締 役	石 渡 亮 介	サービス統括本部長
取 締 役	森 先 一 哲	Kuma the Bear 開発本部長
取 締 役	石 渡 進 介	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー弁護士 クックパッド株式会社執行役員 株式会社みんなのウェディング代表取 締役社長 兼 CEO
常 勤 監 査 役	長谷川 哲 造	
監 査 役	月 岡 涼 吾	月岡公認会計士事務所所長
監 査 役	飯 田 耕 一 郎	森・濱田松本法律事務所パートナー 弁護士 株式会社みんなのウェディング監査役

- (注) 1. 取締役 石渡 進介氏は、社外取締役であります。  
 2. 取締役 石渡 進介氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。  
 3. 監査役 長谷川 哲造氏、月岡 涼吾氏及び飯田 耕一郎氏は、社外監査役であります。なお当社は監査役 長谷川 哲造氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役 長谷川 哲造氏は、証券業界における長期の職務経験と他の会社における取締役または監査役としての豊富な経験を有しております。  
 5. 監査役 月岡 涼吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 監査役 飯田 耕一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	233,375千円 (9,375千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	20,400千円 (20,400千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4名)	253,775千円 (29,775千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成26年12月19日開催の株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成24年12月19日開催の株主総会において、年額25,000千円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役 石渡 進介氏は、ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所パートナー弁護士、クックパッド株式会社の執行役員及び株式会社みんなのウェディング代表取締役社長兼CEOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。なお、同氏は当社取締役 石渡 亮介氏の三親等以内の親族であります。
- ・監査役 月岡 涼吾氏は、月岡公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 飯田 耕一郎氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士及び株式会社みんなのウェディング監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	石 渡 進 介	当事業年度に開催された取締役会17回中15回出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。
社外監査役	長谷川 哲 造	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会12回全てに出席したほか、常勤監査役として社内の主要な会議に出席し、上場企業の役員としての経験から、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。
社外監査役	月 岡 涼 吾	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会12回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から当社の会計、財務及び税務に係る事項に関する発言を行っております。
社外監査役	飯 田 耕 一郎	当事業年度に開催された取締役会17回中16回出席し、監査役会12回中11回出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

### 5. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(注)	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,840千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績について取締役、経理関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手と報告を受けた上で、会計監査人の監査計画における監査時間・要員配置計画、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である I S M S 認証審査支援業務について対価を支払っております。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員一致の決議により、会計監査人を解任いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結していません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社では、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社では、取締役および使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性および経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ④ 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- ⑤ 企業倫理相談および内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
- ⑥ 取締役および使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、賞罰委員会による処罰の対象とする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- ② 情報管理諸規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、当社グループ全体の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価および管理に努める。
- ② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、定款および取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
- ② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。

- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程および稟議規程を制定する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
  - ② 必要となる各種の決裁制度、社内規程およびマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
  - ③ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同管理者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
- (6) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、経営理念に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ② 当社は、関係会社管理規程にもとづき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
  - ③ 当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
  - ④ 当社は、必要に応じ各子会社に対して業務の監査を行う。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
  - ② 監査役の補助者の人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。
  - ③ 監査役の補助者が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
- (8) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
- ① 当社および子会社の取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。



- ② 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- ③ 当社は、前2項に従い監査役への報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理、費用の前払または償還の手續きに係る方針

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役および重要な使用人からヒアリングを行う。
- ② 監査役は、取締役会のほか、必要に応じ経営会議その他の重要な会議に出席する。
- ③ 監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
- ④ 監査役は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
- ⑤ 監査役は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査および内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価および改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備および欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、「コンプライアンス基本方針」および「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス推進責任部署を設置しております。また、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対

処することを目的として、コンプライアンス情報窓口を社内に設置し、取り組みを強化しております。

### (3) リスク管理

当社では、当社グループに関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク対策委員会」を設置しております。

### (4) 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社社長室にて、経営管理体制の整備、統括を実施しており、「関係会社管理規程」および「子会社共通職務権限表」を定め、子会社から事前の承認および報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの財務状況およびその他の状況につきましては、月次で報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告しております。

### (5) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を17回開催しております。

### (6) 監査役

監査役は、取締役会への出席および常勤監査役による経営会議その他の重要な会議への出席および取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査役は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、上記方針に従い、当事業年度の業績、将来の事業展開や経営体質の強化のために必要な内部留保などを勘案のうえ、当社普通株式1株につき16円の普通配当を予定しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>53,937,951</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,298,312</b>
現金及び預金	42,638,757	買掛金	7,478
売掛金	10,096,025	未払金	4,794,889
商品	4,074	未払費用	143,768
貯蔵品	3,284	未払法人税等	7,795,681
前払金	364,149	未払消費税等	1,570,004
前払費用	90,741	前受金	953,069
繰延税金資産	638,589	預り金	28,164
その他	102,849	その他	5,256
貸倒引当金	△521		
<b>固定資産</b>	<b>5,322,378</b>	<b>固定負債</b>	<b>367,682</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>831,029</b>	資産除去債務	367,682
建物	642,516		
減価償却累計額	△75,939	<b>負債合計</b>	<b>15,665,995</b>
工具、器具及び備品	216,180	<b>純資産の部</b>	
減価償却累計額	△118,065	<b>株主資本</b>	<b>43,593,552</b>
土地	113,633	資本金	6,328,780
建設仮勘定	52,704	資本剰余金	6,325,581
<b>無形固定資産</b>	<b>64,575</b>	資本準備金	6,325,581
ソフトウェア	64,575	<b>利益剰余金</b>	<b>35,939,644</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,426,773</b>	その他利益剰余金	35,939,644
投資有価証券	556,213	繰越利益剰余金	35,939,644
関係会社株式	1,420,851	<b>自己株式</b>	<b>△5,000,453</b>
関係会社社債	191,100	評価・換算差額等	△103
関係会社出資金	185,000	その他有価証券評価差額金	△103
関係会社長期貸付金	498,084	<b>新株予約権</b>	<b>884</b>
敷金及び保証金	1,084,538		
繰延税金資産	490,985	<b>純資産合計</b>	<b>43,594,333</b>
<b>資産合計</b>	<b>59,260,329</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>59,260,329</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年10月1日から  
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	72,395,855
売 上 原 価	29,609,455
売 上 総 利 益	42,786,399
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,468,709
営 業 利 益	32,317,690
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	17,107
為 替 差 益	24,659
雑 収 入	3,609
経 常 利 益	32,363,066
税 引 前 当 期 純 利 益	32,363,066
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,665,641
法 人 税 等 調 整 額	260,955
当 期 純 利 益	19,436,469

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月11日

株式会社コロプラ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中塚 亨 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 淡島 國和 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロプラの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月17日

株式会社コロプラ監査役会

常勤監査役(社外監査役)長谷川 哲造 ㊟

監査役(社外監査役)月岡 涼吾 ㊟

監査役(社外監査役)飯田 耕一郎 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

第7期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき16円00銭  
総額 1,967,569,760円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年12月21日



## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。  
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰下げを行うものであります。
- ③ 取締役及び会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を、定款第30条第1項及び第37条第1項に新設するものであります。また、改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第29条の変更を行うものであります。以上の新設及び変更については、各監査役の同意を得ております。
- ④ その他、法令の表現に合わせた文言の整備、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条 <条文省略> 第2条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(3) <条文省略>	第1章 総則 第1条 <現行どおり> 第2条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(3) <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(4) 労働者派遣事業、有料職業紹介事業<u>ならびに</u>人材の職業適性能力開発のための研修、指導および教育事業</p> <p>(5)～(6) &lt;条文省略&gt;</p> <p>(7) <u>飲食店業</u></p> <p>(8)～(13) &lt;条文省略&gt;</p> <p>(14) <u>有価証券の取得、保有、投資および運用</u></p> <p>(15) <u>スポーツ、園芸、演劇、映画、その他各種の興業およびチケット販売</u> &lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p><u>(16) 前各号に附帯関連する一切の業務</u> 第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p>	<p>(4) 労働者派遣事業、有料職業紹介事業<u>並びに</u>人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業</p> <p>(5)～(6) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(7) <u>酒類及び飲食品の販売及び飲食店の経営</u></p> <p>(8)～(13) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(14) <u>有価証券の取得、保有、投資及び運用</u></p> <p>(15) <u>スポーツ、園芸、演劇、映画その他各種の興業及びチケット販売</u></p> <p><u>(16) 音声及び映像のソフトウェアの企画、制作、製造、販売、貸与及び著作権事業</u></p> <p><u>(17) 書籍、楽譜その他の印刷物の出版及び販売</u></p> <p><u>(18) 前各号に附帯関連する一切の業務</u> 第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 &lt;削 除&gt;</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第9条（単元未満株式についての権利） 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1） &lt;条文省略&gt;</p> <p>（2） &lt;条文省略&gt;</p> <p>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条（株主名簿管理人）</p> <p>1. &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取り扱わない。</p> <p>第11条（株式取扱規程） 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条（株主総会の招集） 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会はその必要があるときに随時これを招集する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第9条（単元未満株式についての権利） 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1） &lt;現行どおり&gt;</p> <p>（2） &lt;現行どおり&gt;</p> <p>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条（株主名簿管理人）</p> <p>1. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成、これらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取り扱わない。</p> <p>第11条（株式取扱規程） 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条（株主総会の招集） 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会はその必要があるときに随時これを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 &lt;条文省略&gt;  第14条 (招集権者および議長)  &lt;条文省略&gt;  第15条 (決議の方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</li> <li>2. &lt;条文省略&gt;</li> </ol> <p>第16条 (議決権の代理行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. &lt;条文省略&gt;</li> <li>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</li> </ol> <p>第17条 (議事録)</p> <p>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は11名以内とする。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第13条 &lt;現行どおり&gt;  第14条 (招集権者及び議長)  &lt;現行どおり&gt;  第15条 (決議の方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</li> <li>2. &lt;現行どおり&gt;</li> </ol> <p>第16条 (議決権の代理行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</li> </ol> <p>第17条 (議事録)</p> <p>株主総会における議事の経過の要領及びその結果<u>その他の法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (取締役の員数)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>は、11名以内とする。</li> <li>2. <u>当社の監査等委員である取締役</u>は、5名以内とする。</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（取締役の選任）</p> <p>1. <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. 代表取締役は、取締役会において選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>第22条（取締役の任期）</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;条文省略&gt;</p>	<p>第20条（取締役の選任）</p> <p>1. <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第21条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1. 代表取締役は、取締役会において<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第22条（取締役の任期）</p> <p>1. 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;削 除&gt;</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>第25条      ＜条文省略＞</p> <p>第26条（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるものを除くほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第27条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第28条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条（重要な業務執行の委任）</p> <p><u>当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条      ＜現行どおり＞</p> <p>第27条（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものを除くほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第28条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果<u>その他の法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第29条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="112 169 416 196">第29条（取締役の責任限定）</p> <p data-bbox="134 238 546 450"><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条に関する社外取締役（社外取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="257 456 397 483">&lt;新 設&gt;</p> <p data-bbox="257 672 397 700">&lt;新 設&gt;</p> <p data-bbox="162 982 498 1010">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="112 1020 375 1047">第30条（監査役の員数）</p> <p data-bbox="134 1055 532 1082"><u>当社の監査役は、3名以内とする。</u></p>	<p data-bbox="571 169 1005 229">第30条（取締役の責任免除及び責任限定）</p> <p data-bbox="716 238 856 266">&lt;削 除&gt;</p> <p data-bbox="571 456 1005 662">1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="571 672 1005 949">2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="716 982 856 1010">&lt;削 除&gt;</p> <p data-bbox="716 1020 856 1047">&lt;削 除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第31条（監査役の選任）</u></p> <p>1. <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>第32条（監査役の任期）</u></p> <p>1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>第33条（常勤監査役）</u></p> <p><u>当社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>第34条（監査役会の招集通知）</u></p> <p>1. <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前に、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>第35条（監査役会の決議の方法）</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決定する。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第36条（監査役会規程）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるものを除くほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>第37条（監査役会の議事録）</u>  <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>第38条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>第39条（監査役の実任限定）</u>  <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に関する社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>&lt;新 設&gt;  &lt;新 設&gt;</p>	<p>第5章 監査等委員会  <u>第31条（監査等委員会の招集通知）</u>  1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 第40条～第41条 &lt;条文省略&gt; 第42条（会計監査人の責任限定）</p> <p><u>当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>第32条（監査等委員会の決議方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。</u></p> <p><u>第33条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>第34条（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 第35条～第36条 &lt;現行どおり&gt; 第37条（会計監査人の責任免除及び責任限定）</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計算 第43条～第46条 <条文省略>	第7章 計算 第38条～第41条 <現行どおり>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（8名）は、任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ば 馬場 なるあつ 功 淳 (昭和53年1月7日生)	平成15年3月 株式会社ケイ・ラボラトリー（現 KLab株式会社）入社 平成19年4月 グリー株式会社入社 平成20年10月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）	69,775,200株
2	ち 千葉 こうたろう 功 太郎 (昭和49年5月11日生)	平成9年4月 株式会社リクルート入社 平成12年1月 株式会社サイバード入社 平成13年6月 株式会社ケイ・ラボラトリー（現 KLab株式会社）入社 平成21年1月 当社取締役 平成22年9月 当社取締役副社長（現任）	1,932,500株
3	つ 土屋 まさひこ ちや 雅彦 (昭和36年6月28日生)	平成9年4月 株式会社アクセス（現 株式会社 ACCESS）入社 平成13年10月 株式会社ケイ・ラボラトリー（現 KLab株式会社）入社 平成20年6月 株式会社Mi Cafeto監査役 平成20年8月 株式会社アイ・ウェイブ・デザイ ン取締役 平成22年1月 当社入社 平成22年7月 当社取締役（現任）	166,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	はせべ じゅん 長谷部 潤 (昭和40年11月9日生)	平成2年4月 大和証券株式会社入社 平成12年7月 大和総研株式会社入社 平成21年8月 大和証券エスエムピーシー株式会社 (現 大和証券株式会社) 金融証券研究所転籍 平成22年7月 当社取締役(現任)	153,000株
5	よしおか しょうへい 吉岡 祥平 (昭和53年4月29日生)	平成14年7月 ヤフー株式会社入社 平成18年10月 グリー株式会社入社 平成19年8月 株式会社電通国際情報サービス 入社 平成22年6月 当社入社 平成23年4月 当社取締役(現任)	10,500株
6	いしわた しょうけい 石渡 亮介 (昭和47年4月24日生)	平成13年5月 株式会社International Creative Marketing(現株式会社KANTAR JAPAN)入社 平成18年1月 有限会社キャップス入社 平成21年9月 株式会社ナビット入社 平成22年9月 当社入社 平成26年12月 当社取締役(現任)	20,100株
7	もりさき かずのり 森先 一哲 (昭和51年11月7日生)	平成15年2月 株式会社セガ入社 平成15年10月 キューエンタテインメント株式会社 入社 平成24年3月 当社入社 平成26年12月 当社取締役(現任)	6,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	いしわたり しんすけ 石渡 進介 (昭和44年8月30日生)	平成10年4月 弁護士登録 平成13年1月 Field-R法律事務所設立 平成20年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立 パートナー弁護士(現任) 平成22年7月 当社社外取締役(現任) 平成23年3月 クックパッド株式会社執行役 平成27年7月 株式会社みんなのウェディング代表取締役社長兼CEO(現任)	一株
9	※ やなぎさわ こうじ 柳澤 孝旨 (昭和46年5月19日生)	平成7年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入社 平成11年5月 株式会社NTTデータ経営研究所入社 平成17年5月 みずほ証券株式会社入社 平成18年2月 株式会社スタートトゥデイ常勤監査役 平成20年6月 同社取締役兼経営管理本部長 平成21年4月 同社取締役CFO(現任)	一株
10	※ ためすえ だい 為末 大 (昭和53年5月3日生)	平成14年4月 大阪ガス株式会社入社 平成15年10月 同社を退社、プロ陸上選手として独立 平成16年3月 アジアパートナーシップファンドの所属選手として契約 平成19年12月 株式会社侍設立 代表取締役(現任) 株式会社ウェッジホールディングス取締役 平成22年8月 一般社団法人アスリートソサエティ設立 代表理事(現任) 平成26年5月 Xiborg設立 取締役(現任)	一株

- (注) 1 ※印は、新任の監査等委員である取締役以外の取締役候補者であります。
- 2 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 3 馬場功淳氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
- 4 馬場功淳氏、千葉功太郎氏、土屋雅彦氏、長谷部潤氏、吉岡祥平氏、石渡亮介氏、森先一哲氏及び石渡進介氏の8名は、現在、当社の取締役であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」(12頁)に記載のとおりであります。
- 5 柳澤孝旨氏、為末大氏の両氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 柳澤孝旨氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言をいただけるものと考えております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者とするものであります。
- (2) 為末大氏は、社会や教育に関する活動から得られた豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言及び提言をいただけるものと考えております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者とするものであります。
- 6 当社と石渡進介氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。本総会において同氏が再任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
- さらに、柳澤孝旨氏及び為末大氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 7 当社は、柳澤孝旨氏及び為末大氏の選任が承認された場合は、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	はせがわ てつぞう 長谷川 哲造 (昭和25年3月26日生)	昭和48年4月 大和証券株式会社入社 平成11年4月 大和証券SBキャピタル・マーケット株式会社(現 大和証券株式会社)入社 平成16年2月 大和証券SMBCプリンシパル・インベストメンツ株式会社取締役 平成17年5月 株式会社キャビン取締役 平成17年6月 ダイワ精工株式会社(現 グローブライド株式会社)取締役 平成17年10月 株式会社丸井今井取締役 平成19年6月 三井鉱山株式会社(現 日本コークス工業株式会社)取締役 平成19年12月 HVMジャパン株式会社代表取締役会長 平成20年6月 大和サンコー株式会社監査役 株式会社大和総研(現 株式会社大和総研ホールディングス) 監査役 大和ペンション・コンサルティング株式会社監査役 平成20年10月 株式会社大和総研ビジネス・イノベーション 監査役 平成22年9月 当社常勤監査役(現任)	5,000株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	つきおか 月岡 (昭和46年11月19日生) りょうご 涼吾	平成8年4月 大日本印刷株式会社入社 平成11年1月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース入所 平成15年4月 公認会計士登録 平成18年7月 月岡公認会計士事務所設立 所長 (現任) 平成22年12月 当社監査役(現任)	-株
3	いいた 飯田 (昭和46年10月15日生) こういちろう 耕一郎	平成8年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所(現任) 平成17年6月 米国カリフォルニア州弁護士登録 平成23年12月 当社監査役(現任) 平成27年7月 株式会社みんなのウェディング監査役(現任)	-株

- (注) 1 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 長谷川哲造氏、月岡涼吾氏及び飯田耕一郎氏は社外取締役候補者であります。
- (1) 長谷川哲造氏は、長年金融機関に勤務しており、幅広い見識と豊富な経験を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外取締役候補者とするものであります。
- (2) 月岡涼吾氏は、公認会計士として高い専門性を持つほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外取締役候補者とするものであります。
- (3) 飯田耕一郎氏は、弁護士として高い専門性を持つほか、企業法務に関する長期にわたる経験を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外取締役候補者とするものであります。
- 3 当社と長谷川哲造氏、月岡涼吾氏及び飯田耕一郎氏の各候補者とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。本総会において各候補者の選任が承認された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
- 4 当社は、長谷川哲造氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成26年12月19日開催の第6回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、これを廃止した上で、新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、10名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

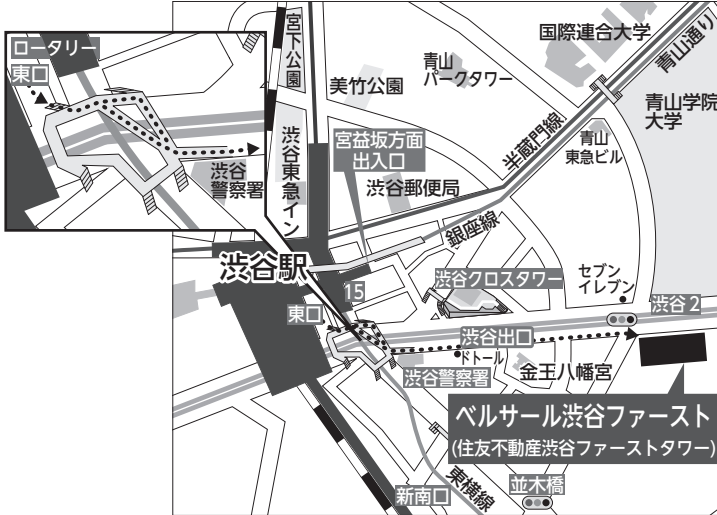
なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区東一丁目2番20号  
住友不動産渋谷ファーストタワー  
ベルサール渋谷ファースト2階



交通 JR渋谷駅 東口より 徒歩8分

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知又は同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。